



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

* 1215 昭和41年和歌山県告示第878号（鳥獣保護区の設定）の一部改正	(環境生活総務課)	1
* 1216 昭和47年和歌山県告示第708号（鳥獣保護区等の設定）の一部改正	()	1
* 1217 昭和57年和歌山県告示第948号（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定）の一部改正	()	2
* 1218 昭和58年和歌山県告示第236号（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定）の一部改正	()	3
* 1219 平成4年和歌山県告示第738号（鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定）の全部改正	()	3
* 1220 特定獣具使用禁止区域の指定	()	4

告 示

和歌山県告示第1215号

昭和41年和歌山県告示第878号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項から第3項までの規定中「平成38年10月31日」を「令和8年10月31日」に改め、第4項を削る。

和歌山県告示第1216号

昭和47年和歌山県告示第708号（鳥獣保護区等の設定）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項第2号中「同線を西に進み近畿自動車道和歌山線を経て、さらに北西に進み市道安原123号線に至り」を「同所から同県道を西進し市道安原123号線との交点に至り」に、「近畿自動車道和歌山線を経て、さらに同線を」を「同池北東隅に至り、同所から阪和自動車道に沿って」に、「に接し、同線を南東に進み」を「を経て」に改め、第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡回を実施することにより、静かな環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第2項第2号中「三宝寺地内」を「岩田地内の」に、「岡川を上流に進み国道311号線を越え同町」を「同川に沿って上流に進み同町岡地内の」に、「松本橋より寺尾谷を進み寺尾谷池に至り」を「同所より寺尾谷池に向かって北西に進み同池に至り」に、「東へ山を登り王子谷池」を「王子谷池に向かって東進

し同池」に、「谷川を下り国道311号線を越え町道大坊稻葉根線に至り、同町道を西へ朝来地区に進み」を「同池西岸及び王子谷川に沿って南進し町道大坊稻葉根線との交点に至り、同所より同町道を西進し県道上富田南部線を経て」に改め、第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、上富田町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、すさみ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第4項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、すさみ町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1217号

昭和57年和歌山県告示第948号（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀美野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、日高川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県報 号外

令和4年11月1日（火曜日）

第3項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 区域

日高郡日高川町大字山野1745番地、3067番地、3068番地の1及び3068番地の3（御滝神社とそれに隣接する保安林）の全区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、日高川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第1218号

昭和58年和歌山県告示第236号（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の規定による鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

本文中「同法第28条第9項」を「同条第9項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項」に改め、第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第2項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、高野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第3項中

「3 根来鳥獣保護区」 「3 (1) 名称」
 (1) 名称「根来鳥獣保護区」 を「根来鳥獣保護区」 に改め、

第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、岩出市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第1219号

平成4年和歌山県告示第738号（鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定）の全部を次のように改正

する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定により読み替えて準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

1 (1) 名称

友ヶ島鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

友ヶ島鳥獣保護区のうち、沖ノ島地内南垂水キャンプ場の南岸発電棟を起点として、同所からキャンプ場広場の東端道路を経て北垂水の海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北東に進み亀ヶ崎を経て虎島東端に至り、同所から海岸線を南進し序品窟を経て海岸線を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域及び神島一円を含む区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、和歌山市の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

2 (1) 名称

高野山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

高野山鳥獣保護区のうち、国有林207林班い小班、ほ小班及びへ小班の全域並びに摩尼山頂上を起点とし、金剛峯寺山林と民有林との境界を尾根に沿って南進し通称姑射山の頂上に至り、同所から主尾根を離れ南西に延びる支尾根を南進し国道371号に至り、同所から同国道を約200メートル西進し中之橋東詰に至り、同所から御殿川沿いに北西に進み支谷との交点に至り、同所から支谷に沿って北上し、更に金剛峯寺山林と民有地との境界に沿って北進し町道鶯谷スキー場1号線に至り、同所から高野山寺領森林組合管理の林道を北東に進み通称三本杉に至り、同所から金剛峯寺山林部管理の林道を北東に進み旧黒河道に至り、同所から旧黒河道を東進し摩尼山頂上から西に延びる支尾根を上り起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、高野町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第1220号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定獣具使用禁止区域を指定する。

令和4年11月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 新池特定獣具使用禁止区域

(1) 名称

新池特定獣具使用禁止区域

(2) 区域

紀の川市東大井地内の市道東国分赤尾線と市道桜ヶ丘団地1号線の交点を起点として、同所から同市道を新池の西側池縁を北東に進み新池最北端部に至り、同所から新池の東側池縁を南進し市道東国分赤尾線に至り、同所から同市道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定獣具の種類

銃器

2 大谷特定獣具使用禁止区域

(1) 名称

大谷特定獣具使用禁止区域

(2) 区域

伊都郡かつらぎ町大字大谷地内の町道大谷泉大津線と広域農道との交点を起点として、同所から同広域農道を東進し町道大谷5号線との交点に至り、同所から同町道を南進しJR和歌山線の線路との交点に至り、同所から同線路を西進し町道大谷泉大津線との交点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定獣具の種類

銃器

3 白崎特定獣具使用禁止区域

(1) 名称

白崎特定獣具使用禁止区域

(2) 区域

日高郡由良町大字大引地内の県道御坊由良線の石灰岩採掘跡隧道北口を起点として、同所から同県道を北東に進み白崎青少年の家の進入道路に接し、同進入道路を東進し白崎青少年の家の貯水槽の北端に至り、同所から更に東進し蛙岩に至り、同所から尾根に沿って南進し展望台に至り、同所から稜線に沿って西進しJR紀伊由良無線中継所に至り、同所から尾根に沿って北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定獣具の種類

銃器

4 日置川特定獣具使用禁止区域

(1) 名称

日置川特定獣具使用禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡白浜町日置地内の日置川河口右岸南端を起点として、同所から同川右岸堤防を上流に進み日置浄水場に至り、同所から県道日置川大塔線を北東に進み同町安居地内の堤防に至り、同堤防を北東に進み県道日置川大塔線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み同町寺山地内の堤防に至り、同堤防を北進し同町神宮寺地内に至り、同所から山麓に沿って上流に進み同町久木地内の堤防の南端に至り、同堤防を上流に進み久木橋右岸橋詰に至り、同所から同橋を経て同橋左岸橋詰に至り、同所から南東に進み山麓に至り、同山麓に沿って南進し同町中嶋地内の堤防に至り、同堤防に沿って下流

に進み同堤防の南端に至り、同所から南南西に進み山麓に至り、同山麓に沿って南進し同町口ヶ谷地内の堤防に至り、同堤防に沿って下流に進み山麓に至り、同山麓に沿って下流に進み同町田野井の堤防に至り、同堤防を下流に進み山麓に至り、同山麓に沿って下流に進み同町矢田地内の堤防を経て南西に進み宝谷を越えて同町塩野地内の町道安宅塩野線に至り、同町道を南西に進み県道日置川すさみ線の日置小橋東詰に至り、同所から日置川左岸を下流に進み同川河口左岸の西端に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

5 周参見川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

周参見川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡すさみ町周参見地内の周参見川河口右岸堤防の南端を起点として、同所から周参見川の右岸を上流に進み太間川を越えて遠見橋右岸橋詰に至り、同所から県道城すさみ線を北進し望児橋右岸橋詰に至り、同所から同橋を経て同橋左岸橋詰に至り、同所から周参見川の左岸を堤防に沿って下流に進み周参見橋に至り、同所から周参見川河口左岸南端に至り、同所から北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

6 東山池特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

東山池特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

御坊市岩内地内の市道猪野々大浜通線と市道岩内倉庫線との交点を起点として、同所から同市道を南に進み御坊市岩内171番地1から南東に進み県道御坊中津線との交点に至り、同所から同県道を東進し市道猪野々大浜通線との交点に至り、同所から同市道を北進し起点に至る線で囲まれた区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

7 海南省特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

海南省特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

海南省黒江1262番1地先の市道岡田4号線を起点として、同市道を南進し市道岡田5号線に至り、同市道を東進し市道岡田20号線との交点に至り、同市道を北進し亀の川管理用通路に至り、同通路を東進し県道秋月海南線との交点に至る。同県道を南進し市道且来10号線との交点に至り、同市道を西進し県道岩出海南線に至り、同県道を西進しJR紀勢本線の踏切に至る。同踏切を渡り、更に同県道を南進し市道黒江52号線に至り、同市道を南進し市道日方1号線に至り、同市道を南進し市道日方13号線に至り、同市道を南進し市道日方28号線に至り、同市道を東進し県道海南金屋線の西端に至る。同所から

同県道を東進し海南市大野中1108番地に至り、同所より阪和自動車道を北進し大野中1134番地の42に至り、同所から北東に進み内池と大明神池との間の堤塘を東進し更に内池の東側と湛水面の水際から30mの池縁を南に進み市道赤坂台8号線に至る。同市道を南東に進み赤坂台団地に至り、同団地の外周を進み市道赤坂台1号線に至り、同市道を南進し市道小野田27号線に至る。同市道を東進し市道重根10号線に至り、同市道を東進し国道370号に至る。同国道を東進し市道阪井1号線に至り、同市道を北進し県道沖野々森小手穂線に至り、同県道を東進し市道阪井19号線に至り、同市道を北進し杉尾神社前の市道阪井38号線を東進し市道阪井26号線に至る。同市道を東進し市道沖野々4号線に至り、同市道を東進し市道沖野々32号線に至り、同市道を終点まで進み市道沖野々1号線に至る。同所から同市道を南進し市道沖野々2号線に至り、同市道を東進し国道424号に至る。同所より同国道を南進し国道370号に至る。同所より同国道を東進し市道野上中12号線に至り、同市道を東南に進み市道椋木1号線に至り、同市道を南進し市道木津16号線に至り、同市道を南進し国道424号に至る。同所より同国道を南進し、市道次ヶ谷1号線に至り、同市道を北進し市道阪井29号線に至り、同市道及びそれに続く市道阪井20号線を西進し国道370号に至る。同所より同国道を西進し市道阪井13号線に至り、同市道を西進し市道重根31号線に至り、同市道を西進し市道重根30号線に至り、同市道を西進し県道海南金屋線に至る。同所より同県道を北進し市道重根27号線に至り、同市道を北進し市道重根2号線に至り、同市道を西進し市道重根22号線に至り、同市道を南進し市道重根21号線に至り、同市道を南進し大谷団地に至る。同団地の外周を回り市道重根21号線に至り、同市道を北進し市道重根2号線に至り、同市道を西進し市道重根5号線に至り、同市道を更に西進し市道幡川15号線に至る。同所より同市道を西進し市道幡川11号線に至り、同市道を西進し国道370号に至り、更に西進し市道幡川5号線に至り、同市道を西進し市道幡川4号線に至り、同市道を南進し、その後東進し市道幡川18号線に至る。同所より同市道を西進し阪和自動車道に至り、同自動車道を西進しJR紀勢本線を横切り国道42号との交点に至る。同所より同国道を西進し高压電線の下に至る。同高压電線に沿って北進し海南火力発電所跡地の南西端に至り、同発電所跡地の海岸線に沿って温山荘に至り、更に海岸線を進み和歌山市との境界に至る。同所より同境界に沿って北進し船尾山頂に至り、同所より更に同境界を北進し、その後東進し市道黒江17号線との交点に至る。同所より同市道を南進し市道黒江14号線に至り、同市道を東進し、その後南進し市道黒江5号線に至り、同市道を東進し県道三田海南線との交点に至る。同所より同県道を北進し起点に至る。これらを順次結んだ線により囲まれた区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

8 吉備中央特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

吉備中央特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

有田市と有田郡有田川町との境界と国道42号との交点を起点として、有田川左岸堤防を東進し町道3号線との交点に至り、同所から同町道を南進し県道吉備金屋線を経て愛宕橋南詰に至り、同所から同県道を西進し町道徳田水尻線との交点に至り、同所から同町道を西進し国道42号との交点に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器